

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成19年1月9日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一郎

1 期日及び場所

区分	日時	場所	内容
講義	平成19年2月20日（火）及び同月21日（水）の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階 第7会議室	道路の交通に関する法令の知識 その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識に関する講義
修了考査	平成19年2月28日（水）午前9時30分から午後0時30分まで		講習事項の内容の理解を確認するための筆記試験（正誤式50問）

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記載）をちょう付）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

(ア) 受講手数料 19,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成19年1月10日（水）から同年2月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受け付けを締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110 内線5123、5135